2022年度
原子力事業者防災業務計画の修正について（案）
（概要版）

日本原燃株式会社

2022年７月28日

背景・経緯

１．背景・経緯

原子力事業者防災業務計画は、原子力災害対策特別措置法 第７条に基づき、毎年検討を加え、必要な箇所の修正を行っている。

今回は、**記載の適正化（濃縮、埋設、再処理と共通内容）、緊急時モニタリングセンターへの派遣要員増に伴う修正、事業部対策本部の組織と職務の追加に伴う修正（濃縮）、原子力防災資機材等の見直しに伴う修正（再処理、濃縮、埋設）、副原子力防災管理者の職位に関する記載の見直しに伴う修正（埋設）**などの修正を行う。

内容は、以下のとおり。

２．内容

（１）記載の適正化

①医療機関との連携の明確化（オンサイト医療）
②オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンターの対応窓口の明確化
③全社対策本部の組織と職務の追加に伴う修正（要員増）
④用語の定義の適正化
⑤事前読み替え対応内容
⑥その他記載の適正化

（２）緊急時モニタリングセンターへの派遣要員増に伴う修正 【各事業部共通内容】
（３）事業部対策本部の組織と職務の追加に伴う修正 【濃縮】
（４）原子力防災資機材等の見直しに伴う修正 【再処理、濃縮、埋設】
（５）副原子力防災管理者の職位に関する記載の見直し 【埋設】